

診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（本人用）

後期高齢者医療の診療報酬明細書等の開示請求をされる方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、手続きをされますようお願いいたします。

1 開示請求ができる方

開示請求ができる方は、次のいずれかに該当する方に限られています。

- (1) 被保険者（被保険者であった方）
- (2) 被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) 被保険者本人から開示請求について委任を受けた任意代理人

2 開示請求の方法

開示請求の手続きについては、開示請求ができる方本人が、直接、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局（横浜市神奈川区）へ来庁されるか広域連合への郵送による手続きとなります。

3 開示請求に当たっての必要な書類等

手続きにあたっては、次の書類が必要となります。

- (1) 個人情報開示請求書
- (2) 本人開示請求に係る保有個人情報
 - ※ 上記2点は、広域連合事務局からお送りすることもできますが、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にも備え付けてあります。広域連合ホームページからのダウンロードも可能です。
- (3) 開示請求を行う方の本人確認ができる次のいずれかの書類
 - ア 後期高齢者医療被保険者証
 - イ 運転免許証
 - ウ 旅券(パスポート)等
 - ※ 郵送による開示請求をされる方は、必ず写しをお送りください。

4 開示請求を行う方の本人確認

開示請求の手続きにあたっては、個人のプライバシーを保護する観点から開示請求される方が本人であることを確認するため、本人確認書類の写しをいただいておりますので、ご理解をお願いします。

5 代理人による請求の場合に必要な書類

代理人の方の本人確認書類のほかに、次の書類が必要になります。

※ 郵送による開示請求をされる方は、必ず原本をお送りください。

- (1) 被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人
 - 被保険者が成年被後見人であること及び開示請求される方が、成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 登記事項証明書(開示請求日の3ヶ月以内に作成されたものに限る)
 - イ その他法定代理人関係を確認できる書類

- (2) 被保険者本人から開示請求について委任を受けた任意代理人
被保険者本人から、レセプトの開示請求に関する委任があることを確認できる次の書類
- ア 被保険者本人の署名・押印のあるレセプト開示請求に係る「委任状」
 - イ 代理を依頼した被保険者の方の本人確認書類

6 郵送による開示を希望される場合

郵送による開示を希望される場合は、上記書類に加え、住民票（開示請求日の30日以内に作成されたものに限る）の提出が必要です。

※ 本人確認書類(更新切れ等は除く)で住所確認ができる場合は必要ありません。

7 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示にあたっては、本人の診療上支障が生じないことを当該保険医療機関等に事前に確認する必要がありますので、同意していただける場合は自署をお願い致します。

なお、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんので、ご理解をお願いします。

8 開示決定までの所要日数

請求書を受理した日から開示決定まで、通常1か月程度かかります。

9 開示場所及び開示にかかる費用について

広域連合事務局窓口での開示については、コピー代として、1枚当たり10円かかります。また、郵送での開示もできますが、別に郵送にかかる実費費用が必要になります。その場合は費用の納入を確認後、写しをお送りします。

10 診療報酬明細書等の内容

診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険対象外のものなど必ずしも診療内容すべてが記載されているものではありません。

また、診療内容については、広域連合ではお答えできませんので、ご了承ください。

■事務局のご案内

名 称	神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
住 所	〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階
電 話	045-440-6700
アクセス	京浜急行線「神奈川」駅下車、徒歩6分 「横浜」駅 きた東口、徒歩12分

